

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

越谷市長

## 公表日

令和8年3月30日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム・団体内統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>(4) 各業務システム接続機能 中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム4									
①システムの名称	税宛名システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>宛名情報の登録、照会、更新</li> <li>住登外宛名の登録、照会、更新</li> <li>納税管理人の登録、照会、更新</li> <li>相続人代表者の登録、照会、更新</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

システム5									
①システムの名称	審査システム(eLTAX)								
②システムの機能	<p>地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものである。</li> <li>・地方税ポータルセンター(eLTAX)で受け付けた電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。</li> <li>・審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携：申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等</li> <li>②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携：特別徴収税額通知データ</li> </ul> </li> <li>・審査システム(eLTAX)には、次の機能がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人住民税：給与・公的年金等の支払いをする者から、地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。</li> <li>②固定資産税(償却資産)：償却資産の所有者から、地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。</li> <li>③事業所税：事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。</li> </ul> </li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
システム6～10									
システム6									
①システムの名称	家屋評価システム								
②システムの機能	<p>ハウラス 家屋評価調書を作成するための家屋評価システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①図面入力による家屋評価計算及び平面図登録を行う。</li> <li>②過年度評価物件の減価計算を行う。</li> <li>③調査予定管理及び納税者通知を作成する。</li> </ul> <p>ハウストレージ 全ての家屋評価調書の検索・参照・印刷</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
システム7									
①システムの名称	固定資産業務支援システム								
②システムの機能	<p>越谷市における固定資産税(土地・家屋)課税事務の適正化、公平化を図るため、課税の基礎となる土地、家屋等の現況確認資料の経年変化更新を行うことにより、課税客体の適切な把握及び課税業務の合理化の推進に資することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地番現況図 賦課期日時点の地番現況データの閲覧及び賦課期日後1年間の土地の異動についてデータ更新</li> <li>②家屋現況図 賦課期日時点の家屋現況データの閲覧及び賦課期日後1年間の家屋の異動についてデータ更新</li> <li>③路線価図 賦課期日時点の路線価データの閲覧及び賦課期日後1年間の路線の異動についてデータ更新</li> <li>④画地図 賦課期日時点の画地図データの閲覧及び賦課期日後1年間の画地の異動についてデータ更新</li> <li>⑤航空写真 賦課期日時点の航空写真データの閲覧</li> <li>⑥異動画地点検 賦課期日後1年間に異動があった2以上で画地を組んでいる筆について、評価内容の点検</li> </ul>								

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
<b>システム8</b>		
①システムの名称	課税支援システム	
②システムの機能	・課税資料のイメージ照会	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム
<b>システム9</b>		
①システムの名称		
②システムの機能		
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
<b>システム10</b>		
①システムの名称		
②システムの機能		
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
<b>システム11～15</b>		
<b>システム16～20</b>		

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
固定資産税ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条</p>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	行財政部資産税課
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の納税義務者、納税管理人、相続人代表者
その必要性	税の公平・公正な賦課を行ううえで、必要な範囲の特定個人情報が必要。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号：課税情報の個人を正確に特定するため</li> <li>・その他識別情報(宛名コード)：個人番号との紐付けに必要</li> <li>・5情報、連絡先：課税対象者に課税物件及び通知書送付先の確認等を行なうため</li> <li>・地方税法：課税要件の確認を行うため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	行財政部資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( eLTAX )	
③使用目的 ※	・固定資産税の課税を行うにあたり効率的に本人確認を行えるよう個人番号を利用する	
④使用の主体	使用部署	資産税課、北部出張所、南部出張所
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 課税台帳の整備 ・償却資産申告書に個人番号を出力し発送する。(プレ申告書の送付) ・納税義務者(代理人)より提出された償却資産申告書に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名コードと紐付ける。 2. 固定資産税事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を利用する。	
	情報の突合	入手した情報と固定資産税システムの氏名・住所・生年月日・性別と突合し確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
固定資産税システムの保守運用業務委託		
①委託内容	固定資産税の賦課に関するシステムの運用管理及び保守業務(帳票印刷業務を含む)	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
税オンラインシステム(固定資産税)修正業務		
①委託内容	評価替年度(3年毎)の税制改正に対応し、システム改修を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
償却資産申告書データ入力業務		
①委託内容	税オンラインシステム(固定資産税)への償却資産申告書データの入力事務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	「越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。
	⑥再委託事項	償却資産申告書データ入力
<b>委託事項4</b>		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ O ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### <越谷市における措置>

入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。  
サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。  
紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。  
電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。

### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

### <ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。

なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

土地課税

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.固都区分,6.部分別区分,7.履歴番号,8.履歴区分,9.更正区分,10.登録年月日,11.更新年月日,12.更新時間,13.取消年月日,14.仮更新,15.職員番号,16.部分別前年度課税標準額,17.部分別本則課税標準額,18.部分別負担水準,19.部分別課税判定コード,20.部分別暫定特例コード,21.部分別臨時特例コード,22.部分別その他特例コード,23.部分別条例減額コード,24.部分別当年度課税標準額,25.部分別前年度減額課税標準額,26.部分別当年度減額課税標準額,27.部分別前年度特例前課税標準額,28.部分別当年度特例前課税標準額

土地画地

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.画地番号本番,5.画地番号枝番,6.画地番号小枝番,7.履歴番号,8.履歴区分,9.更正区分,10.登録年月日,11.更新年月日,12.更新時間,13.取消年月日,14.仮更新,15.職員番号,16.画地代表物件番号,17.画地合計物件数,18.画地合計地積,19.画地計測地積,20.画地小規模地積,21.画地一般地積,22.画地非住宅個人地積,23.画地非住宅法人地積,24.画地住宅地積,25.画地非住宅地積,26.住宅認定,27.家屋区分,28.戸数,29.階層,30.居宅割合区分,31.居宅割合,32.按分方法,33.住宅割合,34.住宅床面積,35.住宅判定コード,36.小規模率強制,37.一般率強制,38.住宅率強制,39.小規模率入力,40.一般率入力,41.住宅率入力,42.小規模率,43.一般率,44.住宅率,45.被災住宅用地区分,46.被災年月日,47.被災特例開始年月日,48.被災特例終了年月日,49.専用戸数,50.専用一階床面積,51.専用合計床面積,52.以外併用100戸数,53.以外併用100一階床面積,54.以外併用100合計床面積,55.以外併用050戸数,56.以外併用050一階床面積,57.以外併用050合計床面積,58.以外併用適用無戸数,59.以外併用適用無一階床面積,60.以外併用適用無合計床面積,61.併用100戸数,62.併用100一階床面積,63.併用100合計床面積,64.併用075戸数,65.併用075一階床面積,66.併用075合計床面積,67.併用050戸数,68.併用050一階床面積,69.併用050合計床面積,70.併用適用無戸数,71.併用適用無一階床面積,72.併用適用無合計床面積,73.非住宅戸数,74.非住宅一階床面積,75.非住宅合計床面積,76.汎用区分501,77.汎用区分502,78.汎用区分503,79.汎用区分504,80.汎用区分505,81.汎用区分506,82.汎用区分507,83.汎用区分508,84.汎用区分509,85.汎用区分510,86.汎用面積501,87.汎用面積502,88.汎用面積503,89.汎用面積504,90.汎用面積505,91.汎用面積506,92.汎用面積507,93.汎用面積508,94.汎用面積509,95.汎用面積510

土地現況

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.履歴番号,6.履歴区分,7.更正区分,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.取消年月日,12.仮更新,13.職員番号,14.賦課使用区分,15.概調使用区分,16.登記番号,17.登記履歴番号,18.名寄コード地区,19.名寄コード税目,20.名寄コード本番,21.所有者コード,22.画地番号本番,23.画地番号枝番,24.画地番号小枝番,25.区分所有親本番,26.区分所有親枝番,27.区分所有親小枝番,28.表示順位,29.ソートNO,30.代表区分,31.宛名個法区分,32.免税点区分,33.亡区分,34.元物件番号,35.元物件履歴番号,36.先物件番号,37.先物件履歴番号,38.課税地目,39.現況地目,40.比準地目,41.異動前地目,42.合併前地目,43.宅地比準区分,44.課税地積,45.現況地積,46.市街化区域名,47.市街化区分,48.農地区分,49.進行率開始年,50.進行率,51.生産緑地指定区分,52.生産緑地開始年月日,53.生産緑地終了年月日,54.農地転用農地法,55.農地転用許可年月日,56.農地転用事由,57.農地転用地積,58.農地転用一時転用年月日,59.農地転用一時転用期間,60.農地転用農地法,61.農地転用許可年月日,62.農地転用事由,63.農地転用地積,64.農地転用一時転用年月日,65.農地転用一時転用期間,66.異動事由,67.異動事由,68.更正事由,69.更正事由,70.更正事由漢字,71.更正事由漢字,72.更正事由編集フラグ,73.決定通知,74.共有者数,75.非住宅按分個法区分,76.非住宅按分持分分子,77.非住宅按分持分分母,78.小規模地積,79.一般地積,80.非住宅個人地積,81.非住宅法人地積,82.住宅地積,83.非住宅地積,84.当年度評価額単価,85.当年度決定評価額,86.前年度決定評価額,87.前々年度決定評価額,88.前基準年度決定評価額,89.当年度時点修正率,90.小規模決定評価額,91.一般決定評価額,92.非住宅個人決定評価額,93.非住宅法人決定評価額,94.評価下落率,95.小規模評価下落率,96.一般評価下落率,97.非住宅個人評価下落率,98.非住宅法人評価下落率,99.前基準年固定課税標準額,100.前基準年都計課税標準額,101.前年度固定課税標準額,102.前年度都計課税標準額,103.本則固定課税標準額,104.本則都計課税標準額,105.当年度固定課税標準額,106.当年度都計課税標準額,107.前年度固定減額課税標準額,108.前年度都計減額課税標準額,109.当年度固定減額課税標準額,110.当年度都計減額課税標準額,111.固定算出税相当額,112.都計算出税相当額,113.固定控除相当額,114.都計控除相当額,115.固定税相当額,116.都計税相当額,117.汎用区分301,118.汎用区分302,119.汎用区分303,120.汎用区分304,121.汎用区分305,122.汎用区分306,123.汎用区分307,124.汎用区分308,125.汎用区分309,126.汎用区分310,127.汎用距離301,128.汎用距離302,129.汎用距離303,130.汎用距離304,131.汎用距離305,132.汎用距離306,133.汎用距離307,134.汎用距離308,135.汎用距離309,136.汎用距離310,137.汎用面積301,138.汎用面積302,139.汎用面積303,140.汎用面積304,141.汎用面積305,142.汎用面積306,143.汎用面積307,144.汎用面積308,145.汎用面積309,146.汎用面積310,147.標準非課税コード,148.標準都計課税コード,149.標準市街化区分コード,150.標準軽減区分,151.標準軽減コード1,152.標準軽減コード2,153.標準地目コード賦課,154.標準地目コード概要,155.課税強制区分,156.強制固定小規模課税,157.強制固定一般課税,158.強制固定非住宅個人課税,159.強制固定非住宅法人課税,160.強制都計小規模課税,161.強制都計一般課税,162.強制都計非住宅個人課税,163.強制都計非住宅法人課税,164.汎用日付301,165.汎用日付302,166.汎用日付303,167.汎用日付304,168.汎用日付305,169.汎用テキスト301,170.汎用テキスト302,171.仮計算,172.開始マーク,173.終了マーク,174.グループNO

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

土地現況メモ

1.年度,2.物件番号,3.登録年月日,4.更新年月日,5.更新時間,6.職員番号,7.メモ

土地控除

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.控除種別,6.控除区分,7.履歴番号,8.履歴区分,9.更正区分,10.登録年月日,11.更新年月日,12.更新時間,13.取消年月日,14.仮更新,15.職員番号,16.減免継続フラグ,17.事由,18.対象戸数,19.非対象戸数,20.対象面積,21.率分子入力,22.率分母入力,23.率分子,24.率分母,25.根拠年月日,26.受付年月日,27.開始年度入力,28.開始年度,29.開始月,30.終了年度入力,31.終了年度,32.終了月,33.控除対象評価額入力,34.控除対象評価額,35.控除対象固定課税標準額入力,36.控除対象固定課税標準額,37.控除対象都計課税標準額入力,38.控除対象都計課税標準額,39.控除対象固定税相当額入力,40.控除対象固定税相当額,41.控除対象都計税相当額入力,42.控除対象都計税相当額

土地地番

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.登記番号,5.地番連番,6.登記履歴番号,7.履歴区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.地番区分,16.大字,17.小字,18.地番1,19.地番2,20.地番3,21.地番4,22.地番5,23.地番6,24.地番7,25.地番8,26.地番9,27.地番10,28.地番予備,29.所在地入力区分,30.編集地番,31.代表区分,32.区画整理区分,33.区画整理街区本番,34.区画整理街区枝番,35.区画整理街区孫番,36.区画整理画地本番,37.区画整理画地枝番,38.区画整理画地孫番

土地登記

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.登記番号,4.登記履歴番号,5.履歴区分,6.更正区分,7.登録年月日,8.更新年月日,9.更新時間,10.取消年月日,11.仮更新,12.職員番号,13.課税開始年,14.登記地目,15.登記地積,16.登記種別,17.登記目的,18.登記事由,19.登記内容,20.登記原因年月日,21.登記原因日不詳,22.登記異動年月日,23.管轄登記所コード,24.発行番号,25.整理番号,26.法務局受付年月日,27.法務局受付番号,28.物件キ一,29.発行指定日,30.発行日,31.汎用区分101,32.汎用区分102,33.汎用区分103,34.汎用区分104,35.汎用区分105,36.汎用区分106,37.汎用区分107,38.汎用区分108,39.汎用区分109,40.汎用区分110,41.汎用距離101,42.汎用距離102,43.汎用距離103,44.汎用距離104,45.汎用距離105,46.汎用面積101,47.汎用面積102,48.汎用面積103,49.汎用面積104,50.汎用面積105,51.汎用日付101,52.汎用日付102,53.汎用日付103,54.汎用日付104,55.汎用日付105,56.汎用日付106,57.汎用日付107,58.汎用日付108,59.汎用日付109,60.汎用日付110,61.汎用漢字101,62.汎用漢字102,63.汎用漢字103,64.汎用漢字104,65.汎用漢字105

土地登記メモ

1.年度,2.登記番号,3.登録年月日,4.更新年月日,5.更新時間,6.職員番号,7.メモ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

土地評価

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.評価基準年,5.物件番号,6.履歴番号,7.履歴区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.評価方法,16.計算区分,17.計算外区分,18.幅員,19.実測幅員,20.正面種別,21.正面角地区分,22.正面路線番号,23.正面標準地番号,24.正面用途,25.正面筆間口,26.正面筆奥行,27.正面間口,28.正面奥行,29.正面平均奥行強制,30.正面平均奥行,31.正面決定奥行強制,32.正面決定奥行,33.正面奥行価格補正率,34.正面間口狭小補正率,35.正面奥行長大補正率,36.正面奥行短小補正率,37.正面三角地補正率,38.正面補正率6,39.正面補正率7,40.正面補正率8,41.正面補正率9,42.正面補正率10,43.正面索引評点数,44.正面単位評点数,45.加算1種別,46.加算1角地区分,47.加算1路線番号,48.加算1標準地番号,49.加算1用途,50.加算1筆間口,51.加算1筆奥行,52.加算1間口,53.加算1奥行,54.加算1平均奥行強制,55.加算1平均奥行,56.加算1決定奥行強制,57.加算1決定奥行,58.加算1奥行価格補正率,59.加算1間口狭小補正率,60.加算1奥行長大補正率,61.加算1奥行短小補正率,62.加算1三角地補正率,63.加算1補正率6,64.加算1補正率7,65.加算1補正率8,66.加算1補正率9,67.加算1影響加算率,68.加算1索引評点数,69.加算1単位評点数,70.加算2種別,71.加算2角地区分,72.加算2路線番号,73.加算2標準地番号,74.加算2用途,75.加算2筆間口,76.加算2筆奥行,77.加算2間口,78.加算2奥行,79.加算2平均奥行強制,80.加算2平均奥行,81.加算2決定奥行強制,82.加算2決定奥行,83.加算2奥行価格補正率,84.加算2間口狭小補正率,85.加算2奥行長大補正率,86.加算2奥行短小補正率,87.加算2三角地補正率,88.加算2補正率6,89.加算2補正率7,90.加算2補正率8,91.加算2補正率9,92.加算2影響加算率,93.加算2索引評点数,94.加算2単位評点数,95.加算3種別,96.加算3角地区分,97.加算3路線番号,98.加算3標準地番号,99.加算3用途,100.加算3筆間口,101.加算3筆奥行,102.加算3間口,103.加算3奥行,104.加算3平均奥行強制,105.加算3平均奥行,106.加算3決定奥行強制,107.加算3決定奥行,108.加算3奥行価格補正率,109.加算3間口狭小補正率,110.加算3奥行長大補正率,111.加算3奥行短小補正率,112.加算3三角地補正率,113.加算3補正率6,114.加算3補正率7,115.加算3補正率8,116.加算3補正率9,117.加算3影響加算率,118.加算3索引評点数,119.加算3単位評点数,120.奥行比準割合,121.形状比準割合,122.その他比準割合,123.合計比準割合,124.想定不整形入力区分,125.想定間口,126.想定奥行,127.想定整形地積,128.想定整形図面地積,129.達観順位,130.蔭地割合,131.蔭地不整形補正率,132.無道路区分,133.無道路近い奥行,134.無道路開設奥行,135.がけ地入力区分,136.がけ地地積,137.画地がけ地地積,138.高圧線下入力区分,139.高圧線下地積,140.画地高圧線下地積,141.三角地入力区分,142.三角地形状,143.三角地角度,144.三角地面積,145.三角地補正適用結果,146.形状による比準割合,147.無道路補正率,148.通路開設補正率,149.がけ地補正率,150.高圧線下補正率,151.三角地角度補正率,152.三角地面積補正率,153.三角地補正率,154.宅地比準補正率9,155.宅地比準補正率10,156.宅地比準補正率11,157.宅地比準補正率12,158.宅地比準補正率13,159.所要補正入力区分01,160.所要補正コード01,161.所要補正距離01,162.所要補正地積01,163.所要補正率01,164.所要補正入力区分02,165.所要補正コード02,166.所要補正距離02,167.所要補正地積02,168.所要補正率02,169.所要補正入力区分03,170.所要補正コード03,171.所要補正距離03,172.所要補正地積03,173.所要補正率03,174.所要補正入力区分04,175.所要補正コード04,176.所要補正距離04,177.所要補正地積04,178.所要補正率04,179.所要補正入力区分05,180.所要補正コード05,181.所要補正距離05,182.所要補正地積05,183.所要補正率05,184.所要補正入力区分06,185.所要補正コード06,186.所要補正距離06,187.所要補正地積06,188.所要補正率06,189.所要補正入力区分07,190.所要補正コード07,191.所要補正距離07,192.所要補正地積07,193.所要補正率07,194.所要補正入力区分08,195.所要補正コード08,196.所要補正距離08,197.所要補正地積08,198.所要補正率08,199.所要補正入力区分09,200.所要補正コード09,201.所要補正距離09,202.所要補正地積09,203.所要補正率09,204.所要補正入力区分10,205.所要補正コード10,206.所要補正距離10,207.所要補正地積10,208.所要補正率10,209.所要補正入力区分11,210.所要補正コード11,211.所要補正距離11,212.所要補正地積11,213.所要補正率11,214.所要補正入力区分12,215.所要補正コード12,216.所要補正距離12,217.所要補正地積12,218.所要補正率12,219.所要補正入力区分13,220.所要補正コード13,221.所要補正距離13,222.所要補正地積13,223.所要補正率13,224.所要補正入力区分14,225.所要補正コード14,226.所要補正距離14,227.所要補正地積14,228.所要補正率14,229.所要補正入力区分15,230.所要補正コード15,231.所要補正距離15,232.所要補正地積15,233.所要補正率15,234.所要補正入力区分16,235.所要補正コード16,236.所要補正距離16,237.所要補正地積16,238.所要補正率16,239.所要補正入力区分17,240.所要補正コード17,241.所要補正距離17,242.所要補正地積17,243.所要補正率17,244.所要補正入力区分18,245.所要補正コード18,246.所要補正距離18,247.所要補正地積18,248.所要補正率18,249.所要補正入力区分19,250.所要補正コード19,251.所要補正距離19,252.所要補正地積19,253.所要補正率19,254.所要補正入力区分20,255.所要補正コード20,256.所要補正距離20,257.所要補正地積20,258.所要補正率20,259.所要補正入力区分21,260.所要補正コード21,261.所要補正距離21,262.所要補正地積21,263.所要補正率21,264.所要補正入力区分22,265.所要補正コード22,266.所要補正距離22,267.所要補正地積22,268.所要補正率22,269.所要補正入力区分23,270.所要補正コード23,271.所要補正距離23,272.所要補正地積23,273.所要補正率23,274.所要補正入力区分24,275.所要補正コード24,276.所要補正距離24,277.所要補正地積24,278.所要補正率24,279.所要補正入力区分25,280.所要補正コード25,281.所要補正距離25,282.所要補正地積25,283.所要補正率25,284.鉄軌道用地区分,285.鉄軌道路線番号,286.運送用面積,287.運送以外面積,288.面積補正有無,289.沿接土地価額,290.附近土地価額,291.鉄軌道索引評点数,292.鉄軌道単位評点数,293.造成入力区分,294.造成の種別,295.造成費コード,296.擁壁有無,297.盛土高,298.造成費単価,299.造成費総額,300.合計単位評点数,301.第1年度単価フラグ,302.第1年度単価入力値,303.第1年度評価額単価,304.第1年度修正前評価額,305.第1年度時点修正率,306.第1年度評価フラグ,307.第1年度評価入力値,308.第1年度評価額,309.第2年度単価フラグ,310.第2年度単価入力値,311.第2年度評価額単価,312.第2年度修正前評価額,313.第2年度時点修正率,314.第2年度評価フラグ,315.第2年度評価入力値,316.第2年度評価額,317.第3年度単価フラグ,318.第3年度単価入力値,319.第3年度評価額単価,320.第3年度修正前評価額,321.第3年度時点修正率,322.第3年度評価フラグ,323.第3年度評価入力値,324.第3年度評価額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

土地分割

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.履歴番号,9.履歴区分,10.更正区分,11.登録年月日,12.更新年月日,13.更新時間,14.取消年月日,15.仮更新,16.職員番号,17.分割区分,18.分割持分子,19.分割持分母

土地名義

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.登記番号,4.登記履歴番号,5.名義人コード,6.履歴区分,7.更正区分,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.取消年月日,12.仮更新,13.職員番号,14.使用者区分,15.位置,16.共有持分子,17.共有持分母,18.名義人氏名,19.名義人住所,20.名義編集フラグ

家屋階層

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.登記番号,4.登記履歴番号,5.名義人コード,6.履歴区分,7.更正区分,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.取消年月日,12.仮更新,13.職員番号,14.使用者区分,15.位置,16.共有持分子,17.共有持分母,18.名義人氏名,19.名義人住所,20.名義編集フラグ

家屋現況

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.履歴番号,6.履歴区分,7.更正区分,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.取消年月日,12.仮更新,13.職員番号,14.賦課使用区分,15.概調使用区分,16.登記番号,17.登記履歴番号,18.名寄コード地区,19.名寄コード税目,20.名寄コード本番,21.所有者コード,22.画地番号本番,23.画地番号枝番,24.画地番号小枝番,25.区分所有親本番,26.区分所有親枝番,27.区分所有親小枝番,28.区分所有子番号,29.表示順位,30.家屋データ区分,31.区分所有区分,32.登記区分,33.高床区分,34.ソートNO,35.代表区分,36.宛名個法区分,37.免税点区分,38.亡区分,39.市街化区域名,40.市街化区分,41.木非区分,42.決定通知コード,43.主附区分,44.簡易附属屋区分,45.附属建物番号本番,46.附属建物番号枝番,47.建築年月日,48.建築年月日不詳,49.建築事由,50.取得年月日,51.取得年月日不詳,52.新增改区分,53.減失年月日,54.減失年月日不詳,55.減失事由,56.減失区分,57.調査年月日,58.調査番号,59.課税用途1,60.課税用途1面積不使用,61.課税用途1面積,62.課税種類1,63.課税種類1面積不使用,64.課税種類1面積,65.課税構造1,66.課税構造1面積不使用,67.課税構造1面積,68.課税屋根1,69.課税用途2,70.課税用途2面積不使用,71.課税用途2面積,72.課税種類2,73.課税種類2面積不使用,74.課税種類2面積,75.課税構造2,76.課税構造2面積不使用,77.課税構造2面積,78.課税屋根2,79.課税用途3,80.課税用途3面積不使用,81.課税用途3面積,82.課税種類3,83.課税種類3面積不使用,84.課税種類3面積,85.課税構造3,86.課税構造3面積不使用,87.課税構造3面積,88.課税屋根3,89.課税用途4,90.課税用途4面積不使用,91.課税用途4面積,92.課税種類4,93.課税種類4面積不使用,94.課税種類4面積,95.課税構造4,96.課税構造4面積不使用,97.課税構造4面積,98.課税屋根4,99.課税用途5,100.課税用途5面積不使用,101.課税用途5面積,102.課税種類5,103.課税種類5面積不使用,104.課税種類5面積,105.課税構造5,106.課税構造5面積不使用,107.課税構造5面積,108.課税屋根5,109.主たる用途以外,110.住宅割合,111.貸家区分,112.ツーバイフォー,113.プレハブ,114.都道府県評価区分,115.共有者数,116.世帯数,117.課税床面積1階,118.課税床面積1階以外,119.課税床面積合計,120.現況床面積1階,121.現況床面積1階以外,122.現況床面積合計,123.減失床面積1階,124.減失床面積1階以外,125.減失床面積合計,126.現況階層地上,127.現況階層地下,128.決定評価額,129.固定課税標準額,130.都計課税標準額,131.固定算出税相当額,132.都計算出税相当額,133.固定控除相当額,134.都計控除相当額,135.固定差引税相当額,136.都計差引税相当額,137.住宅部分面積,138.住宅部分以外面積,139.住宅部分評価額,140.住宅部分以外評価額,141.異動事由1,142.異動事由2,143.更正事由1,144.更正事由2,145.更正事由漢字1,146.更正事由漢字2,147.更正事由編集フラグ,148.決定通知,149.汎用区分301,150.汎用区分302,151.汎用区分303,152.汎用区分304,153.汎用区分305,154.汎用区分306,155.汎用区分307,156.汎用区分308,157.汎用区分309,158.汎用区分310,159.汎用面積301,160.汎用面積302,161.汎用面積303,162.汎用面積304,163.汎用面積305,164.汎用面積306,165.汎用面積307,166.汎用面積308,167.汎用面積309,168.汎用面積310,169.汎用日付301,170.汎用日付302,171.汎用日付303,172.汎用日付304,173.汎用日付305,174.汎用日付306,175.汎用日付307,176.汎用日付308,177.汎用日付309,178.汎用日付310,179.標準非課税コード,180.標準都計課税コード,181.標準市街化区分コード,182.標準軽減区分,183.標準軽減コード1,184.標準軽減コード2,185.標準種類コード賦課,186.標準種類コード概要,187.標準構造コード賦課,188.標準構造コード概要,189.標準木非コード,190.標準増改コード,191.標準減失コード,192.現況種類漢字,193.汎用テキスト301,194.汎用テキスト302,195.汎用テキスト303,196.汎用テキスト304,197.汎用テキスト305,198.汎用テキスト306,199.汎用テキスト307,200.汎用テキスト308,201.汎用テキスト309,202.汎用テキスト310,203.汎用漢字301

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

家屋登記メモ

1.年度,2.物件番号,3.登録年月日,4.更新年月日,5.更新時間,6.職員番号,7.メモ

家屋現況階層

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.階層,6.履歴番号,7.履歴区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.床面積

家屋現況地番

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.地番連番,6.履歴番号,7.履歴区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.地番区分,16.大字,17.小字,18.地番1,19.地番2,20.地番3,21.地番4,22.地番5,23.地番6,24.地番7,25.地番8,26.地番9,27.地番10,28.地番予備,29.所在地入力区分,30.編集地番,31.代表区分,32.区画整理区分,33.区画整理街区本番,34.区画整理街区枝番,35.区画整理街区孫番,36.区画整理画地本番,37.区画整理画地枝番,38.区画整理画地孫番

家屋控除

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.控除種別,6.控除区分,7.履歴番号,8.履歴区分,9.更正区分,10.登録年月日,11.更新年月日,12.更新時間,13.取消年月日,14.仮更新,15.職員番号,16.減免継続フラグ,17.事由,18.対象戸数,19.非対象戸数,20.対象面積,21.率分子入力,22.率分母入力,23.率分子,24.率分母,25.根拠年月日,26.受付年月日,27.開始年度入力,28.開始年度,29.開始月,30.終了年度入力,31.終了年度,32.終了月,33.控除対象評価額入力,34.控除対象評価額,35.控除対象固定課税標準額入力,36.控除対象固定課税標準額,37.控除対象都計課税標準額入力,38.控除対象都計課税標準額,39.控除対象固定税相当額入力,40.控除対象固定税相当額,41.控除対象都計税相当額入力,42.控除対象都計税相当額

家屋地番

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.登記番号,5.地番連番,6.登記履歴番号,7.履歴区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.地番区分,16.大字,17.小字,18.地番1,19.地番2,20.地番3,21.地番4,22.地番5,23.地番6,24.地番7,25.地番8,26.地番9,27.地番10,28.地番予備,29.所在地入力区分,30.編集地番,31.代表区分,32.区画整理区分,33.区画整理街区本番,34.区画整理街区枝番,35.区画整理街区孫番,36.区画整理画地本番,37.区画整理画地枝番,38.区画整理画地孫番

家屋登記

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.登記番号,4.登記履歴番号,5.履歴区分,6.更正区分,7.登録年月日,8.更新年月日,9.更新時間,10.取消年月日,11.仮更新,12.職員番号,13.課税開始年,14.データ区分,15.家屋番号1,16.家屋番号2,17.家屋番号3,18.家屋番号4,19.家屋番号5,20.家屋番号6,21.家屋番号7,22.家屋番号8,23.家屋番号9,24.家屋番号10,25.家屋番号予備,26.編集家屋番号,27.木非区分,28.高床区分,29.登記種別,30.登記目的,31.登記事由,32.登記内容,33.登記原因年月日,34.登記原因日不詳,35.登記異動年月日,36.管轄登記所コード,37.発行番号,38.整理番号,39.法務局受付年月日,40.法務局受付番号,41.物件  
キ一,42.発行指定日,43.発行日,44.建築年月日,45.建築年月日不詳,46.建築事由,47.滅失年月日,48.滅失年月日不詳,49.滅失事由,50.滅失区分,51.登記総床面積,52.登記床面積1階,53.登記床面積1階以外,54.登記床面積合計,55.登記滅失床面積1階,56.登記滅失床面積1階以外,57.登記滅失床面積合計,58.登記階層地上,59.登記階層地下,60.登記種類1,61.登記種類1面積不使用,62.登記種類1面積,63.登記構造1,64.登記構造1面積不使用,65.登記構造1面積,66.登記屋根1,67.登記種類2,68.登記種類2面積不使用,69.登記種類2面積,70.登記構造2,71.登記構造2面積不使用,72.登記構造2面積,73.登記屋根2,74.登記種類3,75.登記種類3面積不使用,76.登記種類3面積,77.登記構造3,78.登記構造3面積不使用,79.登記構造3面積,80.登記屋根3,81.登記種類4,82.登記種類4面積不使用,83.登記種類4面積,84.登記構造4,85.登記構造4面積不使用,86.登記構造4面積,87.登記屋根4,88.登記種類5,89.登記種類5面積不使用,90.登記種類5面積,91.登記構造5,92.登記構造5面積不使用,93.登記構造5面積,94.登記屋根5,95.汎用区分101,96.汎用区分102,97.汎用区分103,98.汎用区分104,99.汎用区分105,100.汎用区分106,101.汎用区分107,102.汎用区分108,103.汎用区分109,104.汎用区分110,105.汎用面積101,106.汎用面積102,107.汎用面積103,108.汎用面積104,109.汎用面積105,110.汎用漢字101,111.登記種類漢字

家屋登記メモ

1.年度,2.登記番号,3.登録年月日,4.更新年月日,5.更新時間,6.職員番号,7.メモ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

家屋評価

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.評価基準年,5.物件番号,6.履歴番号,7.履歴区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.改築年月日1,16.改築年月日2,17.再評価年,18.単価区分,19.再建強制フラグ,20.当初単位再建費,21.前基準単位再建費,22.理論単位再建費,23.決定単位再建費,24.当初総再建費,25.前基準総再建費,26.理論総再建費,27.決定総再建費,28.変動率,29.経年減点区分,30.経年減点補正率,31.一点単価区分,32.一点単価,33.耐用年数,34.経過年数,35.経年調整年数,36.積雪寒冷地補正区分,37.積雪寒冷地補正率,38.損耗補正区分,39.損耗補正率,40.需給事情補正区分,41.需給事情補正率,42.その他1補正区分,43.その他1補正率,44.その他2補正区分,45.その他2補正率,46.比準補正区分,47.比準補正率,48.総合補正率,49.減価対象ビット,50.前基準評価強制フラグ,51.前基準評価額入力,52.前基準評価額,53.理論評価強制フラグ,54.理論評価額入力,55.理論評価額,56.評価強制フラグ,57.評価額入力,58.評価額,59.特例評価強制フラグ,60.特例評価額入力,61.特例評価額,62.汎用区分401,63.汎用区分402,64.汎用区分403,65.汎用区分404,66.汎用区分405,67.汎用面積401,68.汎用面積402,69.汎用面積403,70.汎用面積404,71.汎用面積405,72.汎用日付401,73.汎用日付402,74.汎用日付403,75.汎用日付404,76.汎用日付405,77.汎用価格401,78.汎用価格402,79.汎用価格403

家屋分割

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.履歴番号,9.履歴区分,10.更正区分,11.登録年月日,12.更新年月日,13.更新時間,14.取消年月日,15.仮更新,16.職員番号,17.分割区分,18.分割持分分子,19.分割持分母

家屋名義

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.登記番号,4.登記履歴番号,5.名義人コード,6.履歴区分,7.更正区分,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.取消年月日,12.仮更新,13.職員番号,14.使用者区分,15.位置,16.共有持分分子,17.共有持分母,18.名義人氏名,19.名義人住所,20.名義編集フラグ

償却サマリ

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.サマリ種類,9.履歴番号,10.履歴区分,11.更正区分,12.登録年月日,13.更新年月日,14.更新時間,15.取消年月日,16.仮更新,17.職員番号,18.ソートNO,19.宛名個法区分,20.免税点区分,21.申告区分,22.賦課期日帳簿価額,23.前年前取得評価額,24.前年中取得評価額,25.評価額合計,26.決定価格,27.特例1コード,28.特例1軽減額,29.特例2コード,30.特例2軽減額,31.特例3コード,32.特例3軽減額,33.特例4コード,34.特例4軽減額,35.特例5コード,36.特例5軽減額,37.特例6コード,38.特例6軽減額,39.特例7コード,40.特例7軽減額,41.特例8コード,42.特例8軽減額,43.特例9コード,44.特例9軽減額,45.特例10コード,46.特例10軽減額,47.特例11コード,48.特例11軽減額,49.特例12コード,50.特例12軽減額,51.合計特例額,52.補正控除額,53.課税標準額,54.前年度帳簿価額,55.前年度評価額,56.汎用フラグ401,57.汎用フラグ402,58.汎用フラグ403,59.汎用フラグ404,60.汎用フラグ405

償却控除

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.種類,9.資産コード,10.控除種別,11.控除区分,12.履歴番号,13.履歴区分,14.更正区分,15.登録年月日,16.更新年月日,17.更新時間,18.取消年月日,19.仮更新,20.職員番号,21.減免継続フラグ,22.事由,23.率分子入力,24.率分母入力,25.率分子,26.率分母,27.根拠年月日,28.受付年月日,29.開始年度入力,30.開始年度,31.開始月,32.終了年度入力,33.終了年度,34.終了月,35.控除対象帳簿価額入力,36.控除対象帳簿価額,37.控除対象評価額入力,38.控除対象評価額,39.控除対象帳簿相当税額入力,40.控除対象帳簿相当税額,41.控除対象評価相当税額入力,42.控除対象評価相当税額,43.控除対象価格,44.控除対象税相当額

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**償却市境**

1.市境コード,2.登録年月日,3.更新年月日,4.更新時間,5.職員番号,6.市境名称,7.分子,8.分母,9.按分率

**償却事申**

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.履歴番号,9.履歴区分,10.更正区分,11.登録年月日,12.更新年月日,13.更新時間,14.取消年月日,15.仮更新,16.職員番号,17.ソートNO,18.宛名個法区分,19.免税点区分,20.明細有無,21.サマリ有無,22.配分有無,23.課税方法,24.課税区分,25.賦課区分,26.発送番号,27.発送日,28.発送区分,29.受付年月日,30.申告区分,31.申告事由,32.増減なし,33.資産なし,34.大規模フラグ,35.法人番号,36.代表者氏名,37.屋号,38.所有者電話番号,39.事業種目,40.事業内容,41.資本金,42.事業開始年月日,43.休業開始年月日,44.事業閉鎖年月日,45.従業員数,46.異動事由,47.異動年月日,48.異動変更前,49.応答係,50.応答者,51.応答電話番号,52.税理士コード,53.税理士等の氏名,54.税理士等の電話番号,55.短縮耐用年数の承認,56.増加償却の届出,57.非課税該当資産,58.課税標準の特例,59.特別償却又は圧縮帳簿,60.税務会計上の償却方法,61.青色申告,62.借用資産有無,63.貸主の名称等,64.事業所用家屋の所有区分,65.決算期1,66.決算期2,67.申告価格未管理,68.取得価格前年前取得1種,69.取得価格前年前取得2種,70.取得価格前年前取得3種,71.取得価格前年前取得4種,72.取得価格前年前取得5種,73.取得価格前年前取得6種,74.取得価格前年前取得合計,75.取得価格前年中減少1種,76.取得価格前年中減少2種,77.取得価格前年中減少3種,78.取得価格前年中減少4種,79.取得価格前年中減少5種,80.取得価格前年中減少6種,81.取得価格前年中減少合計,82.取得価格前年中取得1種,83.取得価格前年中取得2種,84.取得価格前年中取得3種,85.取得価格前年中取得4種,86.取得価格前年中取得5種,87.取得価格前年中取得6種,88.取得価格前年中取得合計,89.取得価格合計1種,90.取得価格合計2種,91.取得価格合計3種,92.取得価格合計4種,93.取得価格合計5種,94.取得価格合計6種,95.取得価格合計合計,96.汎用フラグ101,97.汎用フラグ102,98.汎用フラグ103,99.汎用フラグ104,100.汎用フラグ105,101.汎用フラグ106,102.汎用フラグ107,103.汎用フラグ108,104.汎用フラグ109,105.汎用フラグ110,106.備考,107.納税者ID

**償却事申メモ**

1.年度,2.名寄コード地区,3.名寄コード税目,4.名寄コード本番,5.所有者コード,6.登録年月日,7.更新年月日,8.更新時間,9.職員番号,10.メモ

**償却所在地**

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.一連番号,9.履歴番号,10.履歴区分,11.更正区分,12.登録年月日,13.更新年月日,14.更新時間,15.取消年月日,16.仮更新,17.職員番号,18.大字,19.小字,20.地番1,21.地番2,22.地番3,23.地番4,24.地番5,25.地番6,26.地番7,27.地番8,28.地番9,29.地番10,30.地番予備,31.所在地入力区分,32.編集地番,33.屋号,34.所有者電話番号,35.事業開始年月日,36.休業開始年月日,37.事業閉鎖年月日,38.補足事項,39.汎用フラグ601,40.汎用フラグ602,41.汎用フラグ603,42.汎用フラグ604,43.汎用フラグ605

**償却所在地メモ**

1.年度,2.名寄コード地区,3.名寄コード税目,4.名寄コード本番,5.所有者コード,6.一連番号,7.登録年月日,8.更新年月日,9.更新時間,10.職員番号,11.メモ

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.税理士コード,5.履歴番号,6.履歴区分,7.更正区分,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.取消年月日,12.仮更新,13.職員番号,14.税理士等カナ氏名,15.税理士等氏名,16.税理士等電話番号,17.税理士等郵便番号,18.税理士等住所,19.税理士等方書,20.汎用フラグ701,21.汎用フラグ702,22.汎用フラグ703,23.汎用フラグ704,24.汎用フラグ705

**償却増加**

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.種類,9.資産コード,10.適用年度,11.履歴番号,12.履歴区分,13.更正区分,14.登録年月日,15.更新年月日,16.更新時間,17.取消年月日,18.仮更新,19.職員番号,20.月数01,21.分子01,22.分母01,23.増加率01,24.月数02,25.分子02,26.分母02,27.増加率02

**償却耐用年数**

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.種類,9.資産コード,10.適用開始年,11.履歴番号,12.履歴区分,13.更正区分,14.登録年月日,15.更新年月日,16.更新時間,17.取消年月日,18.仮更新,19.職員番号,20.耐用年数

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

償却配分

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.配分区,9.履歴番号,10.履歴区分,11.更正区分,12.登録年月日,13.更新年月日,14.更新時間,15.取消年月日,16.仮更新,17.職員番号,18.ソートNO,19.宛名個法区分,20.免税点区分,21.申告区分,22.決定価格1種,23.決定価格2種,24.決定価格3種,25.決定価格4種,26.決定価格5種,27.決定価格6種,28.決定価格種類なし,29.決定価格合計,30.特例適用分課税1種,31.特例適用分課税2種,32.特例適用分課税3種,33.特例適用分課税4種,34.特例適用分課税5種,35.特例適用分課税6種,36.特例適用分課税種類なし,37.特例適用分課税合計,38.特例適用外課税1種,39.特例適用外課税2種,40.特例適用外課税3種,41.特例適用外課税4種,42.特例適用外課税5種,43.特例適用外課税6種,44.特例適用外課税種類なし,45.特例適用外課税合計,46.課税標準額1種,47.課税標準額2種,48.課税標準額3種,49.課税標準額4種,50.課税標準額5種,51.課税標準額6種,52.課税標準額種類なし,53.課税標準額合計,54.汎用フラグ301,55.汎用フラグ302,56.汎用フラグ303,57.汎用フラグ304,58.汎用フラグ305

償却名寄

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.履歴番号,9.履歴区分,10.更正区分,11.登録年月日,12.更新年月日,13.更新時間,14.取消年月日,15.仮更新,16.職員番号,17.更正決定事由,18.更正決定事由,19.申告有無,20.明細有無,21.サマリ有無,22.配分有無,23.評価区分,24.課税方法,25.汎用フラグ501,26.汎用フラグ502,27.汎用フラグ503,28.汎用フラグ504,29.汎用フラグ505,30.ソートNO,31.宛名個法区分,32.免税点区分,33.申告区分,34.取得価格前年取得1種,35.取得価格前年取得2種,36.取得価格前年取得3種,37.取得価格前年取得4種,38.取得価格前年取得5種,39.取得価格前年取得6種,40.取得価格前年取得合計,41.取得価格前年中減少1種,42.取得価格前年中減少2種,43.取得価格前年中減少3種,44.取得価格前年中減少4種,45.取得価格前年中減少5種,46.取得価格前年中減少6種,47.取得価格前年中減少合計,48.取得価格前年中取得1種,49.取得価格前年中取得2種,50.取得価格前年中取得3種,51.取得価格前年中取得4種,52.取得価格前年中取得5種,53.取得価格前年中取得6種,54.取得価格前年中取得合計,55.取得価格合計1種,56.取得価格合計2種,57.取得価格合計3種,58.取得価格合計4種,59.取得価格合計5種,60.取得価格合計6種,61.取得価格合計合計,62.賦課期日帳簿価額1種,63.賦課期日帳簿価額2種,64.賦課期日帳簿価額3種,65.賦課期日帳簿価額4種,66.賦課期日帳簿価額5種,67.賦課期日帳簿価額6種,68.賦課期日帳簿価額合計,69.前年取得評価額1種,70.前年取得評価額2種,71.前年取得評価額3種,72.前年取得評価額4種,73.前年取得評価額5種,74.前年取得評価額6種,75.前年取得評価額合計,76.前年中取得評価額1種,77.前年中取得評価額2種,78.前年中取得評価額3種,79.前年中取得評価額4種,80.前年中取得評価額5種,81.前年中取得評価額6種,82.前年中取得評価額合計,83.評価額合計1種,84.評価額合計2種,85.評価額合計3種,86.評価額合計4種,87.評価額合計5種,88.評価額合計6種,89.評価額合計合計,90.補正控除額1種,91.補正控除額2種,92.補正控除額3種,93.補正控除額4種,94.補正控除額5種,95.補正控除額6種,96.補正控除額合計,97.決定価格1種,98.決定価格2種,99.決定価格3種,100.決定価格4種,101.決定価格5種,102.決定価格6種,103.決定価格首長決定分,104.決定価格知事決定分,105.決定価格大臣決定分,106.決定価格合計,107.特例1コード,108.特例1軽減額1種,109.特例1軽減額2種,110.特例1軽減額3種,111.特例1軽減額4種,112.特例1軽減額5種,113.特例1軽減額6種,114.特例1軽減額合計,115.特例2コード,116.特例2軽減額1種,117.特例2軽減額2種,118.特例2軽減額3種,119.特例2軽減額4種,120.特例2軽減額5種,121.特例2軽減額6種,122.特例2軽減額合計,123.特例3コード,124.特例3軽減額1種,125.特例3軽減額2種,126.特例3軽減額3種,127.特例3軽減額4種,128.特例3軽減額5種,129.特例3軽減額6種,130.特例3軽減額合計,131.特例4コード,132.特例4軽減額1種,133.特例4軽減額2種,134.特例4軽減額3種,135.特例4軽減額4種,136.特例4軽減額5種,137.特例4軽減額6種,138.特例4軽減額合計,139.特例5コード,140.特例5軽減額1種,141.特例5軽減額2種,142.特例5軽減額3種,143.特例5軽減額4種,144.特例5軽減額5種,145.特例5軽減額6種,146.特例5軽減額合計,147.特例6コード,148.特例6軽減額1種,149.特例6軽減額2種,150.特例6軽減額3種,151.特例6軽減額4種,152.特例6軽減額5種,153.特例6軽減額6種,154.特例6軽減額合計,155.特例7コード,156.特例7軽減額1種,157.特例7軽減額2種,158.特例7軽減額3種,159.特例7軽減額4種,160.特例7軽減額5種,161.特例7軽減額6種,162.特例7軽減額合計,163.特例8コード,164.特例8軽減額1種,165.特例8軽減額2種,166.特例8軽減額3種,167.特例8軽減額4種,168.特例8軽減額5種,169.特例8軽減額6種,170.特例8軽減額合計,171.特例9コード,172.特例9軽減額1種,173.特例9軽減額2種,174.特例9軽減額3種,175.特例9軽減額4種,176.特例9軽減額5種,177.特例9軽減額6種,178.特例9軽減額合計,179.特例10コード,180.特例10軽減額1種,181.特例10軽減額2種,182.特例10軽減額3種,183.特例10軽減額4種,184.特例10軽減額5種,185.特例10軽減額6種,186.特例10軽減額合計,187.特例11コード,188.特例11軽減額1種,189.特例11軽減額2種,190.特例11軽減額3種,191.特例11軽減額4種,192.特例11軽減額5種,193.特例11軽減額6種,194.特例11軽減額合計,195.特例12コード,196.特例12軽減額1種,197.特例12軽減額2種,198.特例12軽減額3種,199.特例12軽減額4種,200.特例12軽減額5種,201.特例12軽減額6種,202.特例12軽減額合計,203.特例合計軽減額1種,204.特例合計軽減額2種,205.特例合計軽減額3種,206.特例合計軽減額4種,207.特例合計軽減額5種,208.特例合計軽減額6種,209.特例合計軽減額首長決定分,210.特例合計軽減額知事決定分,211.特例合計軽減額大臣決定分,212.特例合計軽減額合計,213.期末簿価調整額,214.課税標準額1種,215.課税標準額2種,216.課税標準額3種,217.課税標準額4種,218.課税標準額5種,219.課税標準額6種,220.課税標準額首長決定分,221.課税標準額知事決定分,222.課税標準額大臣決定分,223.課税標準額合計,224.前年度帳簿価額1種,225.前年度帳簿価額2種,226.前年度帳簿価額3種,227.前年度帳簿価額4種,228.前年度帳簿価額5種,229.前年度帳簿価額6種,230.前年度帳簿価額合計,231.前年度評価額1種,232.前年度評価額2種,233.前年度評価額3種,234.前年度評価額4種,235.前年度評価額5種,236.前年度評価額6種,237.前年度評価額合計,238.減免課税標準額1種,239.減免課税標準額2種,240.減免課税標準額3種,241.減免課税標準額4種,242.減免課税標準額5種,243.減免課税標準額6種,244.減免課税標準額合計,245.減免税額1種,246.減免税額2種,247.減免税額3種,248.減免税額4種,249.減免税額5種,250.減免税額6種,251.減免税額合計,252.算出税額,253.想定年税額,254.特例該当明細数1種,255.特例該当明細数2種,256.特例該当明細数3種,257.特例該当明細数4種,258.特例該当明細数5種,259.特例該当明細数6種,260.特例該当明細数合計,261.特例該当合計件数1種,262.特例該当合計件数2種,263.特例該当合計件数3種,264.特例該当合計件数4種,265.特例該当合計件数5種,266.特例該当合計件数6種,267.特例該当合計件数合計,268.補正控除件数1種,269.補正控除件数2種,270.補正控除件数3種,271.補正控除件数4種,272.補正控除件数5種,273.補正控除件数6種,274.補正控除件数合計,275.総件数1種,276.総件数2種,277.総件数3種,278.総件数4種,279.総件数5種,280.総件数6種,281.総件数合計

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

償却明細

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.種類,9.資産コード,10.履歴番号,11.履歴区分,12.更正区分,13.登録年月日,14.更新年月日,15.更新時間,16.取消年月日,17.仮更新,18.職員番号,19.ソートNO,20.宛名個法区分,21.免税点区分,22.申告区分,23.異動事由,24.申告年,25.申告月,26.申告日,27.数量,28.取得時耐用年数,29.耐用年数改定有無,30.中古品フラグ,31.取替資産,32.製造年,33.製造月,34.製造日,35.取得年,36.取得月,37.取得日,38.価格区分,39.取得価格,40.品名,41.前年度帳簿価格入力,42.前年度帳簿価格,43.前年度評価額入力,44.前年度評価額,45.当年度帳簿価格,46.当年度評価額,47.当年度帳簿価格残存率,48.当年度評価額残存率,49.当年度残存限度額,50.当年度帳簿価格残存到達,51.当年度評価額残存到達,52.価格判定区分,53.補正前決定価格,54.補正率A,55.補正率B,56.補正控除額A,57.補正控除額B,58.決定価格,59.課税標準額,60.増加事由,61.減修事由,62.減少区分,63.汎用フラグ201,64.汎用フラグ202,65.汎用フラグ203,66.汎用フラグ204,67.汎用フラグ205,68.標準非課税コード,69.標準減免コード,70.市境コード,71.減少数量,72.減少価格

共有基本

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.共有親キー,5.共有子キー,6.履歴番号,7.履歴区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.データ区分,16.資産区分,17.共有親コード,18.共有子コード,19.共有者数,20.位置,21.代表区分,22.持分不明,23.共有者不明,24.郵送区分,25.分割区分,26.持分分子,27.持分分母,28.固定按分分子,29.固定按分分母,30.都計按分分子,31.都計按分分母,32.部屋番号,33.汎用区分101,34.汎用区分102,35.汎用区分103,36.汎用区分104,37.汎用区分105,38.汎用日付101,39.汎用日付102,40.汎用日付103,41.汎用日付104,42.汎用日付105,43.汎用補正率101,44.汎用補正率102,45.汎用補正率103,46.汎用補正率104,47.汎用補正率105

共有基本メモ

1.年度,2.共有親キー,3.登録年月日,4.更新年月日,5.更新時間,6.職員番号,7.メモ

区分所有

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.区分所有親本番,5.区分所有親枝番,6.区分所有親小枝番,7.区分所有子番号,8.履歴番号,9.履歴区分,10.更正区分,11.登録年月日,12.更新年月日,13.更新時間,14.取消年月日,15.仮更新,16.職員番号,17.一部共用,18.特例共用,19.家屋なし,20.敷地権種別,21.分子,22.分母,23.敷地権率,24.部分率区分,25.部分率,26.補正区分,27.補正率,28.固定補正率,29.都計補正率

区分所有メモ

1.年度,2.区分所有親本番,3.区分所有親枝番,4.区分所有親小枝番,5.区分所有子番号,6.登録年月日,7.更新年月日,8.更新時間,9.職員番号,10.メモ

区分所有名称

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.区分所有親本番,5.区分所有親枝番,6.区分所有親小枝番,7.履歴番号,8.履歴区分,9.更正区分,10.登録年月日,11.更新年月日,12.更新時間,13.取消年月日,14.仮更新,15.職員番号,16.共用区分,17.一部共用,18.特例共用,19.家屋なし,20.敷地権分母,21.区分所有名称

控除設定

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.データ種別,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.通知書番号本番,9.通知書番号枝番,10.控除種別,11.控除区分,12.履歴番号,13.履歴区分,14.更正区分,15.登録年月日,16.更新年月日,17.更新時間,18.取消年月日,19.仮更新,20.職員番号,21.減免継続フラグ,22.事由,23.率分子入力,24.率分母入力,25.率分子,26.率分母,27.根拠年月日,28.受付年月日,29.開始年度入力,30.開始年度,31.開始月,32.終了年度入力,33.終了年度,34.終了月,35.固土地減免税額入力,36.固土地減免税額,37.都土地減免税額入力,38.都土地減免税額,39.固家屋減免税額入力,40.固家屋減免税額,41.都家屋減免税額入力,42.都家屋減免税額,43.償却減免税額入力,44.償却減免税額,45.償2減免税額入力,46.償2減免税額,47.固減免税額入力,48.固減免税額,49.都減免税額入力,50.都減免税額

証明発行管理

1.管理区分,2.名寄コード地区,3.名寄コード税目,4.名寄コード本番,5.物件区分,6.物件キー,7.物件キー2,8.物件キー3,9.物件キー4,10.登録年月日,11.更新年月日,12.更新時間,13.職員番号,14.設定種別,15.期間区分,16.開始年月日,17.終了年月日,18.停止理由,19.備考

人の控除

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.データ種別,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.通知書番号本番,9.通知書番号枝番,10.控除種別,11.控除区分,12.履歴番号,13.履歴区分,14.更正区分,15.登録年月日,16.更新年月日,17.更新時間,18.取消年月日,19.仮更新,20.職員番号,21.減免継続フラグ,22.事由,23.率分子入力,24.率分母入力,25.率分子,26.率分母,27.根拠年月日,28.受付年月日,29.開始年度入力,30.開始年度,31.開始月,32.終了年度入力,33.終了年度,34.終了月,35.固土地減免税額入力,36.固土地減免税額,37.都土地減免税額入力,38.都土地減免税額,39.固家屋減免税額入力,40.固家屋減免税額,41.都家屋減免税額入力,42.都家屋減免税額,43.償却減免税額入力,44.償却減免税額,45.償2減免税額入力,46.償2減免税額,47.固減免税額入力,48.固減免税額,49.都減免税額入力,50.都減免税額

通番管理

1.通知書番号本番,2.通知書番号枝番,3.履歴番号,4.履歴区分,5.更正区分,6.登録年月日,7.更新年月日,8.更新時間,9.取消年月日,10.職員番号,11.データ種別,12.名寄コード地区,13.名寄コード税目,14.名寄コード本番

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

賦課宛名基本

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.データ種別,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.通知書番号本番,9.通知書番号枝番,10.履歴番号,11.履歴区分,12.更正区分,13.登録年月日,14.更新年月日,15.更新時間,16.取消年月日,17.仮更新,18.職員番号,19.宛名送付区分,20.納組コード,21.口座銀行コード,22.口座店舗コード,23.口座余白1,24.口座科目,25.口座全区分,26.口座番号,27.口座余白2,28.口座宛名コード,29.口座名義人,30.銀行名,31.店舗名,32.汎用区分201,33.汎用区分202,34.汎用区分203,35.汎用区分204,36.汎用区分205

賦課宛名個別

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.データ種別,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.通知書番号本番,9.通知書番号枝番,10.宛名個別種類,11.共有データ区分,12.資産区分,13.宛名コード,14.履歴番号,15.履歴区分,16.更正区分,17.登録年月日,18.更新年月日,19.更新時間,20.取消年月日,21.仮更新,22.職員番号,23.同一人コード,24.宛名送付区分,25.行政コード,26.個法区分,27.自治会コード,28.郵送パターン1,29.郵送パターン2,30.郵送パターン3,31.郵送パターン4,32.郵送パターン5,33.郵便番号,34.市内外区分,35.市内コード,36.市外コード,37.棟,38.番地,39.号,40.号枝番,41.号小枝番,42.漢字住所,43.漢字方書,44.カナ名称,45.漢字名称,46.共有者数,47.生年月日,48.性別,49.住基住喪区分,50.住民となった日,51.住記事由,52.住民でなくなった日,53.住喪事由,54.電話区分,55.電話番号,56.世帯コード,57.世帯主カナ氏名,58.世帯主漢字氏名,59.別名区分,60.別名カナ氏名,61.別名漢字氏名,62.汎用区分301,63.汎用区分302,64.汎用区分303,65.汎用区分304,66.汎用区分305

賦課異動対象

1.課税年度,2.データ種別,3.名寄コード地区,4.名寄コード税目,5.名寄コード本番,6.通知書番号本番,7.通知書番号枝番,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.職員番号,12.元名寄コード本番,13.土地,14.家屋,15.償却,16.共有,17.区分所有,18.税額,19.名寄処理,20.価格決済,21.価格通知,22.納通発行,23.賦課決定,24.決定時調定番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

賦課基本

1. 役所コード, 2. 合併前地区区分, 3. 課税年度, 4. データ種別, 5. 名寄コード地区, 6. 名寄コード税目, 7. 名寄コード本番, 8. 通知書番号本番, 9. 通知書番号枝番, 10. 履歴番号, 11. 履歴区分, 12. 更正区分, 13. 登録年月日, 14. 更新年月日, 15. 更新時間, 16. 取消年月日, 17. 仮更新, 18. 職員番号, 19. 調定年度, 20. 調定期別, 21. 調定番号, 22. 賦課決定日, 23. 更正年月日, 24. 発布年月日, 25. 調定外, 26. 税率索引区分, 27. 一般課税あり, 28. 按分課税あり, 29. 区分予備, 30. 土地免税区分, 31. 家屋免税区分, 32. 償却免税区分, 33. 課税判定コード, 34. 人の減免入力区分, 35. 期別税額強制, 36. 土地免税判定課標, 37. 固土地課標, 38. 固土地軽減税額, 39. 固土地猶予税額, 40. 固土地免除税額, 41. 固土地条例減額税額, 42. 固土地減免税額物の, 43. 固土地減免税額人の, 44. 固土地減免税額合計, 45. 都土地課標, 46. 都土地軽減税額, 47. 都土地猶予税額, 48. 都土地免除税額, 49. 都土地条例減額税額, 50. 都土地減免税額物の, 51. 都土地減免税額人の, 52. 都土地減免税額合計, 53. 固按分親土地課標, 54. 固按分親土地軽減税額, 55. 固按分親土地猶予税額, 56. 固按分親土地免除税額, 57. 固按分親土地条例減額税額, 58. 固按分親土地減免税額物の, 59. 固按分親土地減免税額人の, 60. 固按分親土地減免税額合計, 61. 固按分子土地課標, 62. 固按分子土地減免税額人の, 63. 固按分子土地税額, 64. 都按分親土地課標, 65. 都按分親土地軽減税額, 66. 都按分親土地猶予税額, 67. 都按分親土地免除税額, 68. 都按分親土地条例減額税額, 69. 都按分親土地減免税額物の, 70. 都按分親土地減免税額人の, 71. 都按分親土地減免税額合計, 72. 都按分子土地課標, 73. 都按分子土地減免税額人の, 74. 都按分子土地税額, 75. 家屋免税判定課標, 76. 家屋課標, 77. 家屋軽減税額, 78. 家屋猶予税額, 79. 家屋免除税額, 80. 家屋条例減額税額, 81. 家屋減免税額物の, 82. 家屋減免税額人の, 83. 家屋減免税額合計, 84. 都家屋課標, 85. 都家屋軽減税額, 86. 都家屋猶予税額, 87. 都家屋免除税額, 88. 都家屋条例減額税額, 89. 都家屋減免税額物の, 90. 都家屋減免税額人の, 91. 都家屋減免税額合計, 92. 固按分親家屋課標, 93. 固按分親家屋軽減税額, 94. 固按分親家屋猶予税額, 95. 固按分親家屋免除税額, 96. 固按分親家屋条例減額税額, 97. 固按分親家屋減免税額物の, 98. 固按分親家屋減免税額人の, 99. 固按分親家屋減免税額合計, 100. 固按分子家屋課標, 101. 固按分子家屋減免税額人の, 102. 固按分子家屋税額, 103. 都按分親家屋課標, 104. 都按分親家屋軽減税額, 105. 都按分親家屋猶予税額, 106. 都按分親家屋免除税額, 107. 都按分親家屋条例減額税額, 108. 都按分親家屋減免税額物の, 109. 都按分親家屋減免税額人の, 110. 都按分親家屋減免税額合計, 111. 都按分子家屋課標, 112. 都按分子家屋減免税額人の, 113. 都按分子家屋税額, 114. 償却免税判定課標, 115. 償却課標, 116. 償却軽減税額, 117. 償却猶予税額, 118. 償却免除税額, 119. 償却条例減額税額, 120. 償却減免税額物の, 121. 償却減免税額人の, 122. 償却減免税額合計, 123. 償2課標, 124. 償2軽減税額, 125. 償2猶予税額, 126. 償2免除税額, 127. 償2条例減額税額, 128. 償2減免税額物の, 129. 償2減免税額人の, 130. 償2減免税額合計, 131. 按分親償却課標, 132. 按分親償却軽減税額, 133. 按分親償却猶予税額, 134. 按分親償却免除税額, 135. 按分親償却条例減額税額, 136. 按分親償却減免税額物の, 137. 按分親償却減免税額人の, 138. 按分親償却減免税額合計, 139. 按分子償却課標, 140. 按分子償却減免税額人の, 141. 按分子償却税額, 142. 按分親償2課標, 143. 按分親償2軽減税額, 144. 按分親償2猶予税額, 145. 按分親償2免除税額, 146. 按分親償2条例減額税額, 147. 按分親償2減免税額物の, 148. 按分親償2減免税額人の, 149. 按分親償2減免税額合計, 150. 按分子償2課標, 151. 按分子償2減免税額人の, 152. 按分子償2税額, 153. 固課標, 154. 固算出税額, 155. 固減免税額入力, 156. 固差引税額中間値1, 157. 固差引税額中間値2, 158. 固差引税額中間値3, 159. 固差引税額, 160. 固按分税額, 161. 固合計税額, 162. 都課標, 163. 都算出税額, 164. 都減免税額入力, 165. 都差引税額中間値1, 166. 都差引税額中間値2, 167. 都差引税額中間値3, 168. 都差引税額, 169. 都按分税額, 170. 都合計税額, 171. 年税額, 172. 前納報奨金, 173. 国保対象課税標準額, 174. 国保対象税額, 175. 第1期税額, 176. 第1期納期限, 177. 第2期税額, 178. 第2期納期限, 179. 第3期税額, 180. 第3期納期限, 181. 第4期税額, 182. 第4期納期限, 183. 随時01年度, 184. 随時01期別, 185. 随時01税額, 186. 随時01納期限, 187. 随時02年度, 188. 随時02期別, 189. 随時02税額, 190. 随時02納期限, 191. 随時03年度, 192. 随時03期別, 193. 随時03税額, 194. 随時03納期限, 195. 随時04年度, 196. 随時04期別, 197. 随時04税額, 198. 随時04納期限, 199. 随時05年度, 200. 随時05期別, 201. 随時05税額, 202. 随時05納期限, 203. 随時06年度, 204. 随時06期別, 205. 随時06税額, 206. 随時06納期限, 207. 随時07年度, 208. 随時07期別, 209. 随時07税額, 210. 随時07納期限, 211. 随時08年度, 212. 随時08期別, 213. 随時08税額, 214. 随時08納期限, 215. 随時09年度, 216. 随時09期別, 217. 随時09税額, 218. 随時09納期限, 219. 随時10年度, 220. 随時10期別, 221. 随時10税額, 222. 随時10納期限, 223. 随時11年度, 224. 随時11期別, 225. 随時11税額, 226. 随時11納期限, 227. 随時12年度, 228. 随時12期別, 229. 随時12税額, 230. 随時12納期限, 231. 土地筆数, 232. 土地課税筆数, 233. 土地非課税筆数, 234. 家屋棟数, 235. 家屋課税棟数, 236. 家屋非課税棟数, 237. 土地地積, 238. 土地課税地積, 239. 土地非課税地積, 240. 家屋面積, 241. 家屋課税面積, 242. 家屋非課税面積, 243. 土地評価額, 244. 家屋評価額, 245. 償却評価額, 246. 更正理由1入力区分, 247. 更正理由1コード, 248. 更正理由1漢字, 249. 更正理由2入力区分, 250. 更正理由2コード, 251. 更正理由2漢字, 252. 減免理由1入力区分, 253. 減免理由1コード, 254. 減免理由1漢字, 255. 配番用ソートキー, 256. ソート番号, 257. 通知書分類1, 258. 通知書分類2, 259. 通知書分類3, 260. 通知書分類連番, 261. 按分元オペマーク, 262. 按分合算元情報本番01, 263. 按分合算元情報枝番01, 264. 按分合算元情報小枝番01, 265. 按分合算元情報本番02, 266. 按分合算元情報枝番02, 267. 按分合算元情報小枝番02, 268. 按分合算元情報本番03, 269. 按分合算元情報枝番03, 270. 按分合算元情報小枝番03, 271. 按分合算元情報本番04, 272. 按分合算元情報枝番04, 273. 按分合算元情報小枝番04, 274. 按分合算元情報本番05, 275. 按分合算元情報枝番05, 276. 按分合算元情報小枝番05, 277. 汎用件数101, 278. 汎用面積101, 279. 汎用価格101, 280. 汎用課標101, 281. 汎用件数102, 282. 汎用面積102, 283. 汎用価格102, 284. 汎用課標102, 285. 汎用件数103, 286. 汎用面積103, 287. 汎用価格103, 288. 汎用課標103, 289. 汎用件数104, 290. 汎用面積104, 291. 汎用価格104, 292. 汎用課標104, 293. 汎用件数105, 294. 汎用面積105, 295. 汎用価格105, 296. 汎用課標105, 297. 汎用件数106, 298. 汎用面積106, 299. 汎用価格106, 300. 汎用課標106, 301. 汎用件数107, 302. 汎用面積107, 303. 汎用価格107, 304. 汎用課標107, 305. 汎用件数108, 306. 汎用面積108, 307. 汎用価格108, 308. 汎用課標108, 309. 汎用件数109, 310. 汎用面積109, 311. 汎用価格109, 312. 汎用課標109, 313. 汎用件数110, 314. 汎用面積110, 315. 汎用価格110, 316. 汎用課標110, 317. 汎用課標111, 318. 汎用課標112, 319. 汎用課標113, 320. 汎用課標114, 321. 汎用課標115, 322. 汎用課標116, 323. 汎用課標117, 324. 汎用課標118, 325. 汎用課標119, 326. 汎用課標120, 327. 汎用課標121, 328. 汎用課標122, 329. 更正前調定番号, 330. 強制入力

賦課基本メモ

1. 年度, 2. データ種別, 3. 名寄コード地区, 4. 名寄コード税目, 5. 名寄コード本番, 6. 通知書番号本番, 7. 通知書番号枝番, 8. 登録年月日, 9. 更新年月日, 10. 更新時間, 11. 職員番号, 12. メモ

賦課物件

1. 役所コード, 2. 合併前地区区分, 3. 課税年度, 4. データ種別, 5. 名寄コード地区, 6. 名寄コード税目, 7. 名寄コード本番, 8. 通知書番号本番, 9. 通知書番号枝番, 10. 履歴番号, 11. 名寄データ区分, 12. 物件キー, 13. 物件キー2, 14. 物件キー3, 15. 物件キー4, 16. 物件履歴番号, 17. 登録年月日, 18. 更新年月日, 19. 更新時間, 20. 取消年月日, 21. 職員番号, 22. 区分所有親本番, 23. 区分所有親枝番, 24. 区分所有親小枝番, 25. 部屋番号, 26. 区分所有名称, 27. 持分分子, 28. 持分分母, 29. 固定税相当額, 30. 都計税相当額

法務局入力

1. 処理区分, 2. 管轄登記所コード, 3. 発行番号, 4. 整理番号, 5. 市町村名, 6. 通知書種類, 7. 受付年月日, 8. 受付番号, 9. 種別, 10. 物件キー, 11. 発行指定日, 12. 発行日, 13. SEQ-NO, 14. 通知事項名, 15. 通知内容1, 16. 通知内容2, 17. 通知内容3, 18. 通知内容4, 19. 通知内容5, 20. 通知内容6, 21. 通知内容7, 22. 通知内容8, 23. 通知内容9, 24. 通知内容10

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 賦課基本メモ

1.年度,2.データ種別,3.名寄コード地区,4.名寄コード税目,5.名寄コード本番,6.通知書番号本番,7.通知書番号枝番,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.職員番号,12.メモ

### 賦課物件

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.データ種別,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.通知書番号本番,9.通知書番号枝番,10.履歴番号,11.名寄データ区分,12.物件キー,13.物件キー2,14.物件キー3,15.物件キー4,16.物件履歴番号,17.登録年月日,18.更新年月日,19.更新時間,20.取消年月日,21.職員番号,22.区分所有親本番,23.区分所有親枝番,24.区分所有親小枝番,25.部屋番号,26.区分所有名称,27.持分分子,28.持分分母,29.固定税相当額,30.都計税相当額

### 法務局入力

1.処理区分,2.管轄登記所コード,3.発行番号,4.整理番号,5.市町村名,6.通知書種類,7.受付年月日,8.受付番号,9.種別,10.物件キー,11.発行指定日,12.発行日,13.SEQ-NO,14.通知事項名,15.通知内容1,16.通知内容2,17.通知内容3,18.通知内容4,19.通知内容5,20.通知内容6,21.通知内容7,22.通知内容8,23.通知内容9,24.通知内容10

### 団体内統合

1.個人番号、2.情報提供用個人番号識別符号、3.団体内宛名番号

### 中間サーバー

1.情報提供等の記録等

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
固定資産税ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 住民からの入手            (1)住民からの申請においては、本人の個人番号カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。            (2)情報入手の際は、本人の個人番号カード又は通知カード及び番号法・番号法施行令（平成26年政令第155号）及び番号法施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）に定めるもの（以下「身分証明書等」という。）の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認し、対象者以外の情報入手をすることがないようにする。            (3)情報入手の際は、必要のない情報以外を記載することがないよう、様式を工夫する。            (4)窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、届出又は申請人が謝って不要な情報を記載することがないようにする。</p> <p>2 他部署・他市町村からの入手            (1)他自治体及び他部署からの情報取得においては、個人番号及び基本4情報の合致により特定する。            (2)各庁内連携システムにおいては、情報の取得を必要情報のみに限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。</p> <p>3 審査システム（eLTAX）            eLTAXからの入手分について、地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている                      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>①不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置            ・本人又は代理人の申請については、賦課に係る資料となる旨説明して取得することで、不適切な入手を防止している。            ・ユーザ単位にシステム権限を分けており、事務を行う上で必要最低限な項目だけに制限することで、ユーザがシステム上で不適切な方法で入手が行えないよう対策を講じている。</p> <p>②入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置            ・住民からの申請においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。            ・データ化してシステムに取り込む際に論理的エラーチェックを行い正確性を確保し、個人番号に加え基本4情報の合致により対象者の確認を行う。</p> <p>③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置            ・紙及び電子媒体により提出される賦課に係る資料は、作業場所を特定し鍵付きの保管庫に保管し漏えい・紛失を防止している。</p>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。            ②個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。            ③中間サーバーからの要求に応じるだけであるため、必要な情報の切分けは中間サーバーで行われている。            ④特定個人情報の中間サーバーへの連携を目的としており、その他のシステムに連携する機能は有していない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている                      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;            1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>①システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とパスワードによる二要素認証とすることでなりすましを防止している。            ②職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。</p>

その他の措置の内容	定期的にユーザIDの棚卸しを実施している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 (1)システムを利用する職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 (2)アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。 (3)アクセスログ等は定期的に確認する運用としている。  2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する処置 (1)各システム上の管理権限を与えられたもの以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
規定の内容	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない      4) 再委託していない
具体的な方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
①委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する処置 ・「越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。 ・「越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務付けている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙や外部媒体等を通じて特定個人情報を提供する場合、市で定める様式に記録を残すこととしている。</li> <li>定期的に情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。</li> </ul> <p>【移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ移転を許可することを内部規定に定めている。</li> <li>定期的に情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	システム連携による移転・提供に関連する情報は全て履歴を記録している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
<p>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>①不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置</p> <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙や外部媒体等を通じて特定個人情報を提供する場合は必ず所属長の確認行為をするよう定めている。</li> </ul> <p>【移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内のデータ連携については、予め定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。</li> </ul> <p>②誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p> <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙や外部媒体等を通じて特定個人情報を提供する場合は必ず所属長の確認行為をするよう定めている。</li> <li>システムを通じての提供の場合、対象となるデータや提供先はシステム制御により担保されている。</li> </ul> <p>【移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムを通じての移転の場合、対象となるデータや移転先はシステム制御により担保されている。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;固定資産税業務システムの運用における措置&gt; ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり      2) 発生なし</p>	
その内容	-		
再発防止策の内容	-		



8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;越谷市における措置&gt; 毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;越谷市における措置&gt; ・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施することとしている。 ・毎年、個人情報を取り扱う事業課の中から複数課所を選定し情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示等請求書を提出する。 ※電話及びFAXでの請求は認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	越谷市行財政部資産税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9148
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年3月30日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民税務部資産税課	行財政部資産税課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民税務部資産税課	行財政部資産税課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	越谷市市民税務部資産税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9148	越谷市行財政部資産税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9148	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	石川 智啓	真子 憲一郎	事後	人事異動により変更
平成30年6月5日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	
令和1年6月20日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	真子 憲一郎	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法第9条第1項 別表第一の16の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	事後	評価書見直しによる変更
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120)  (別表第二における情報照会の根拠) ・27の項	番号法第19条第8号及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項で、固定資産税に関わるもの(27の項、28の項)  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事後	番号法改正ならびに評価書見直しによる変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	番号法改正による変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	番号法改正による変更
令和4年9月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項で、固定資産税に関わるもの(27の項、28の項)  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号及び別表第二  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項で、固定資産税に関わるもの(27の項)	事後	評価書見直しによる変更
令和4年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	[○]提供を行っている [○]移転を行っている	[○]行っていない	事後	評価書見直しによる変更
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」	「越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針」	事後	個人情報保護制度改正に伴う変更
令和8年3月30日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」	「越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針」	事後	個人情報保護制度改正に伴う変更

令和8年3月30日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項  番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項  番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	事後	番号法改正による変更
令和8年3月30日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項で、固定資産税に関するもの(27の項)	番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48	事後	番号法改正による変更
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	右記を追記	3 審査システム(eLTAX) eLTAXからの入手分について、地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書登録が必要である。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。	事後	見直しによる追加
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記を追記	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 【物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサービサー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出さないこととしている。 【技術的措置】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システム等のガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP(をいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンプファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの導入を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。  ②特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 【特定個人情報の消去手順】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	標準準拠システム移行による追加(再実施)
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 10.その他のリスク対策	右記を追記	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	標準準拠システム移行による追加(再実施)
令和8年3月30日	Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記を追記	1 従業者が事務外で使用するリスクに対する措置(略) (3)アクセスログ等は定期的に確認する運用としている。	事後	見直しによる変更

令和8年3月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーへ登録する。</p> <p>○事務全体の概要 地方税法、関係法令、越谷市税条例、越谷市都市計画法税条例に基づき、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に対し固定資産税及び都市計画法税を賦課する。また、固定資産税等の賦課に併せて固定資産税に関する証明等を発行する。さらに、納税者からの減免等の申請により固定資産税等の減免を行う。</p> <p>○特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①固定資産所有者の特定 ②固定資産税・都市計画法税の賦課・更正 ③償却資産申告の受付 ④評価証明・公課証明等の発行 ⑤各種届出・申告書の受付 ⑥官公署等への照会・回答</p>	<p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>○事務全体の概要 地方税法、関係法令、越谷市税条例、越谷市都市計画法税条例に基づき、固定資産(土地・家屋)の所有者に対し固定資産税及び都市計画法税を賦課する。また、固定資産税等の賦課に併せて固定資産税に関する証明等を発行する。さらに、納税者からの減免等の申請により固定資産税等の減免を行う。</p> <p>○特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①固定資産所有者の特定 ②固定資産税・都市計画法税の賦課・更正 ③償却資産申告の受付 ④評価証明・公課証明等の発行 ⑤各種届出・申告書の受付 ⑥官公署等への照会・回答</p>	事前	見直しによる変更
令和8年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[ ] 税務システム	[O] 税務システム	事後	見直しによる追加
令和8年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	[ ] 税務システム	[O] 税務システム	事後	見直しによる追加
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<p>1. 課税台帳の整備 ・償却資産申告書に個人番号を出力し発送する。(プレ申告書の送付) ・納税義務者(代理人)より提出された償却資産申告書に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名コードと紐付ける。</p> <p>2. 賦課決定・更正事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。</p> <p>3. 固定資産税事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を利用する。</p>	<p>1. 課税台帳の整備 ・償却資産申告書に個人番号を出力し発送する。(プレ申告書の送付) ・納税義務者(代理人)より提出された償却資産申告書に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名コードと紐付ける。</p> <p>2. 固定資産税事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を利用する。</p>	事後	見直しによる変更
令和8年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	中間サーバー更改に伴う変更 標準準拠システム移行による追加(再実施)
令和8年3月30日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ] 接続しない(提供)	[O] 接続しない(提供)	事後	見直しによる追加
令和8年3月30日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	見直しによる変更

<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 リスクへの対策</p>	<p>&lt;固定資産税業務システムのソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会・情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>(対策は)十分である</p>	<p>(削除)</p>	<p>事後</p>	<p>見直しによる変更</p>
<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; (略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事前</p>	<p>中間サーバー更改に伴う変更</p>
<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 【物理的対策】 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 【技術的対策】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>中間サーバー更改に伴う変更</p>
<p>令和8年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 10その他のリスク対策</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>事前</p>	<p>中間サーバー更改に伴う変更</p>

<p>令和8年3月30日</p>	<p>IV開示請求・問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ②請求方法</p>	<p>越谷市個人情報保護条例第14条に基づき、必要事項を記載した開示請求書等を提出する。 ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示等請求書を提出する。 ※電話及びFAXでの請求は認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しによる変更</p>
------------------	--	--	---	-----------	-----------------